

梁時代、士人の家格意識をめぐって

野 田 俊 昭

- 一 梁の天監の改革といわゆる賢才主義的理念
- 二 中書舍人の任用と賢才主義
- 三 東宮諸官の「革選」と賢才主義
- 四 散騎常侍の任用をめぐって
- 五 いわゆる「南奔」の意味について
- 六 尙書都令史の任用と賢才主義
- 七 王筠と賢才主義的理念
- 八 梁時代の賢才主義と門閥貴族

一 梁の天監の改革といわゆる賢才主義的理念

梁の武帝によって斷行された天監七年（五〇八）を頂點とする一聯の官制改革（以下これを「改革」という）の背景にいわゆる賢才主義的理念があったことについては諸家のこぞって指摘するところである。これをよく示すものとしてしばしば取り上げられるのは次の著名なエピソードである。『梁書』卷四九庾於陵傳に、

舊時に東宮の官屬、通じて清選と爲す。（太子）洗馬は文翰を掌る。尤も清なる者なり。近世人を用うるに、皆甲族の才望有るを取る。時に（庾）於陵と周捨と、並びに擢でて職に充てらる。高祖（梁武帝）曰く「官は人を以て清

し、豈限るに甲族を以てせんや」と。時論、以て美と爲す。

とあるのがそれである。官への任用はその官の被任用者の家格によって制限されるべきものではなく、その官にふさわしい「才能」の持ち主であれば、たとえそのものが第二流の家格のものであっても登用すべしとして、舊來第一流の家格のものがそれともばらつくべきとされてきた清官（後述参照）太子洗馬に、第二流の家格の持ち主である庾於陵と周捨とを拔擢、登用したことを示したものである。拔擢、登用されるにふさわしく於陵、捨ともに「才能」にあふれる人物であった。⁽²⁾ こうした方針は、結局より廣い範圍からより「才能」ある人材を任用しようとするものに他ならないが、こうした賢才主義的人事政策は、當然右とは逆の方向性をもつ人事政策——舊來第二流の家格のものもばらそれとしてつくべきとされていた官（後述参照）に第一流の家格のものをも任用するという方向——にも向かうはずである。そうでなければ、「改革」に當って武帝が打ち出した賢才主義的人事政策は十全なものとはなりえないであろう。武帝は果たしていくつかの官についてこうした人事政策を適用しているのである。

右の人事政策はその施行とともに實效をもちえた場合と、それが實效を示すようになるのにいくらかの時間を必要とした場合とがある。小論は實效に至るまでのこうした時間的差異の存在などに注目し、上述の人事政策に對し第一流の家格のもの、換言すれば上流門閥貴族がどのように對應したのかということを検討し、以て當時の彼らのもつ家格意識を考えようとするものであるが、これはまた、南北朝の後期に歩を同じくして表出してきたとされる賢才主義的理念が南朝後半期の政治・社會に對しどの程度の浸透力を示していたかを考えるうえでのひとつの目安ともなるであろう。

二 中書舍人の任用と賢才主義

まず、以下の論述に直接關聯する範圍で家格と官職との對應・關聯について整理しておく。

周知のように九品官人法下における官人たるべきもののもつ家格と、彼らがつくべき官との對應・關聯をすぐれた具體

性をもって敘述したのは宮崎市定氏の大著『九品官人法の研究——科擧前史——』である。これによって魏晉南北朝の貴族官制研究の基礎が確立されたといってもよい。このうち越智重明氏は右の宮崎氏の研究を受けて、家格と官職との對應・關聯をより嚴密な、そしてより詳細なものに整理した。これについては、氏の提唱するいわゆる族門制論のなかにかがうことができる。以下小論と直接關聯する範圍で「族門制」について要約すると、大要以下のようになる。

「族門制」とは、魏末における州大中正の制の創設を契機として、その運營の間にほぼ西晉の末頃までにかたちを整えたもので、甲族を頂點として、以下次門、後門、三五門とつづく家格の制度的ヒエラルキーのことである。

梁初までのものについてやや圖式的にいうと、甲族は鄉品一・二品をもち員外散騎侍郎、祕書郎、著作佐郎、公府の掾屬などに起家し、次門は鄉品三・四・五品をもち奉朝請、大學博士、王國(左・右)常侍、王國侍郎などに起家し、後門は鄉品六・七・八・九品をもち流外の「官」に起家する。三五門は原則として官界とは無縁の存在である。官人たるべき資格を有する甲族、次門、後門の間には起家のみならず、それ以降に歩む官途についても差異が存在した。甲族は(起家の官も含めて)一聯の清官と目される官につくべきであり、次門以下は(起家の官も含めて)清官以外の官(以下これを濁官という)につくべきであった。さらに、次門以下についてはその官達のうえでも止法が設けられていた。次門は第五品官をその極官とすべきであり、後門は二品勳位と稱されるものをその極官とすべきであった。(二品勳位は舊の第七品官に相當する。)

「改革」以降にあっては、その様相をやや異にする。これ以降官人たるべきものは甲族と次門とに限られることとなった。ただし、官に清濁の別のあること、次門には依然としてその官達のうえで止法が存在したことに變化はなかった。濁官にはやはり次門がつくべきであったし、次門は「改革」時以降に施行された流内一八班制において、その(流内一一班に位置する官をその極官とすべきであった。甲族は上級士人に、次門は下級士人にはば相當する。後門以下は庶民である。)⁽³⁾

先に見た清官太子洗馬に拔擢、任用された庾於陵、周捨はその家格を「族門制」に引きつけていうと、何れも次門ということになる。⁽⁴⁾つまりこの於陵と捨を太子洗馬に登用するという人事は、舊來甲族の出身者がもっぱらつくべきとされていた清官に「才能」ある次門を拔擢、登用するという人事であったわけである。

さて、右の人事と逆の方向性をもつ人事、「族門制」に引きつけていうと、甲族（むろん「才能」豊かな）を、舊來もっぱら次門がそれとしてつくべきとされていた濁官に任用するという人事は、これを中書舍人をめぐる人事についてみることができる。この点についてはすでに榎本あゆち氏に指摘がある。⁽⁵⁾いまそれについて、氏の論考を参照しながらみてみよう。

宋齊時代、周知のように中書舍人は歴代の天子の専制指向とのからみで、後門以下、つまり庶民出身者が任用されることが多かった。しかし、本來的にいえば依然として次門の出身者のつくべき官であったと考えられる。⁽⁶⁾しかし、梁代に入るとその用人に變化がみられる。『隋書』卷二百百官志上に、

（中書）通事舍人、舊より閣内に入直す。梁、人を用いること殊に重し。簡ぶに才能を以てし、資地を限らず。多く他官を以て兼領す。

とあるのがそのことを示す。梁時代になると舊來とは異なり中書舍人の任用に當たり、被任用者の「才能」を第一とし、そこでは「資地」すなわち家格の如何を問わないとするものである。⁽⁷⁾

榎本あゆち氏は右の中書舍人をめぐる人事政策を梁時代における賢才主義的理念の具體的な反映ととらえ、その施行情況を詳細に追求している。氏はまず、梁時代に中書舍人に任用されたものの多くが文學、禮學の才に秀でた人物であったことから、『隋書』百官志に示された中書舍人への任用に當って重視された「才能」の内容が具體的には文學、禮學の才、就中禮學の才であったことを明らかにし、ついで、次門以外に小論でいう甲族の任用もみられることを指摘している。⁽⁸⁾天監年間の①褚球、②劉孺、普通年間以降の③張綯、④劉孝威、⑤謝徵、⑥臧盾、⑦臧厥などである。また、宗室關

係として蕭泰、蕭韶も中書舎人についている。

すでに述べたように梁時代にあつては、後門は原則的に官人たりうる資格を喪失していたから、百官志にいう「資地を限らず」というのは具體的には中書舎人の任用に當り甲族、次門の家格差を考慮しないといったことを示したものとならう。したがつて、この中書舎人をめぐる用人の改變策はその任用情況からみてそれなりの實效をもつものであつたと考えることも可能であらう。

さて榎本あゆち氏は、こうしたその任用に際して家格差を反映させないとする中書舎人をめぐる用人の改變策が一定の實效をもちえたのは、その任用が本官としてではなく兼官、領官として現れたが故であるとしてしているようである。すなわち、本官としての任用程には兼官、領官として任用される際には家格による規制が及ばなかつたため、中書舎人の用人改變策が一定の實效を収めたとしているようである。したがつて意を以て推せば、本官についての任用については、そこになお家格による規制が依然として強力に存在したとするものとならう。なお、中書舎人の任用に當り採用された賢才主義的理念に裏打ちされた人事政策は、その施行情況からみてこれは陳時代にあつても繼承されたとする榎本氏の指摘は首肯されるべきである。⁽¹⁰⁾

ところで、上述の中書舎人の任用策と同様に、舊來濁官とされていた官に新たに甲族の出身者をも任用するという人事政策は、中書舎人以外のいくつかの官についてもこれをみる事ができるのである。この際は本官としての人事においてである。

三 東宮諸官の「革選」と賢才主義

71 梁の武帝は天監六年に東宮關聯の三官——太子家令、太子卒更令、太子僕——の「選を革め」⁽¹¹⁾ている。太子家令についてであるが、太子家令も中書舎人と同じように宋齊時代、濁官であつた。『通典』卷三〇職官一 二太子家令の項に、

(太子家令)……宋齋より以來、清流の者之と爲らず。

とあり、その注に「沈約、齊文惠太子の家令と爲る」とある。ここに「清流」とあるのは甲族のこととして差し支えない⁽¹²⁾。したがって、「清流」以外のものとは自ずから次門以下のこととなるが、この際は次門のことと考えてよい。例として注記されている沈約は、宋時代に奉朝請に起家し、南齊の初めに文惠太子の太子家令についている⁽¹³⁾。奉朝請はすでに述べたように次門の起家官の典型的なものひとつであり、この官に起家したことは、約が次門であったことを示したものに他ならない。これらから太子家令が宋齊時代にあつては濁官と目されていたことが理解されよう。

さて、梁の武帝は天監六年に太子家令の「選を革め」ているわけであるが、この際も中書舍人の任用と同様に、より広い範圍からより「才能」ある人材を登用しようとする賢才主義の理念に出たものと考えられる。したがってここでは、太子家令の任用に當たり甲族、次門といった家格の差異は考慮されず、もっぱら「才能」による任用策が實施されたと考えられる。以下こうした觀點から梁時代における太子家令の任用情況についてみていくこととする。

太子家令の任用情況を、(a)梁時代の前半(天監・普通年間)と(b)梁時代の後半(大通年間以降)とに分かつてみていくことにしたい。まず(a)の時期についてみると、

- (a) ①謝舉が天監七年から一一年にかけての何れかの時期に任用されている。(a) ②江蒨が天監七年頃に任用されている。(a) ③陸煦がおそらく天監六年からそう遠くない時期に任用されている。(a) ④殷鈞が細かい時期については確定できないが天監年間の何れかの時期に任用されている。(a) ⑤劉孺が天監二年以前の何れかの時期に任用されている。(a) ⑥王筠が天監一三年から一八年の間の何れかの時期に任用されている。(a) ⑦到洽が天監一四年に任用されている。(a) ⑧許懋が天監一〇年に任用されている。(a) ⑨張率と(a) ⑩陸襄が何れも普通中(五二〇～五二七)に任用されている。次に(b)の時期における太子家令への任用情況についてみる。(b) ①徐摛が大通の初め(大通元年は五二七年)に任用されている。(b) ②蕭愷が大同年(五三七)から太清三年(五四九)までの何れかの時期に任用されている。(b) ③王質が侯

景の亂中、つまり太清中（五四七〜五四九）についていた。⁽¹⁴⁾ (b)―④蕭序が太清中の何れかの時期に任用されている。(b)―⑤蕭乾が太清三年以降の何れかの時期に任用されている。

いま、以上の太子家令に任用された人々の家格について考えてみると、(a)―⑦到洽、(a)―⑧許懋、(b)―①徐摛の三人以外の人々は何れも甲族の出身であるとして差し支えない。三人は次門の出身である。⁽¹⁵⁾ 以上より、「選を革め」⁽¹⁵⁾られてより以降の梁時代にあつては、ほぼ全ての時期に渡って萬遍なく甲族が太子家令に任用されたことが理解できよう。

ところで、太子家令の任用に當つても「才能」が重視されているが、この際の「才能」は特に文學についての才が重視されたと考えられる。これは次門のみならずもちろん甲族にも求められたものである。以下その點についてやや詳しくみていく。

まず甲族についてであるが、

(a)―①謝舉（主に本傳による。以下同じ）

幼くして學を好み、清言を能くした。一四歳の時に當時の文壇の大御所ともいふべき沈約に五言詩を贈り、大いに約の賞賛するところとなつた。世の人々は「王氏に養、炬あり、謝氏に覽、舉あり」と噂しあつたという。養は王筠のこと、炬は王泰のことである。ちなみに、舉は文學の才に秀でていたばかりではなく、儒學についても深い造詣を有していた。⁽¹⁶⁾

(a)―②江蒨

幼くして聰警、書を一見すればただちに諷誦しえた。文集一五卷があつたというから、文學の才に秀でた人物であつたと考へて差し支えなからう。ちなみに、蒨はまた朝儀の故事にも詳しかった。

(a)―③陸煦

本傳には「學涉りて思理有り」とある。未就ではあつたが『晉書』を撰ばんとした。また、『陸史』、『陸氏驪志』などの著述があつた。これらから、煦が文史の才に優れた人物であつたと考へて差し支えなからう。

(a) — ④ 殷鈞

本傳には、右にみた陸熙の場合とほぼ同様の表現、「學を好みて思理有り」とみえるのみであり、その學問傾向に關する記述に乏しい。しかし、梁の昭明太子の主催する文學サロンには當時の代表的な文人、王筠、劉孝綽、陸倕などが入りしていたが、鈞も彼らとともにそれへの出入りを許される存在であった。これから、鈞が文學の才に秀でた人物であったことがうかがえるであろう。

(a) — ⑤ 劉孺

孺は少くして文章を好み、文を爲すこと敏速であった。かつて武帝の主催する宴會において詩を賦すことを命ぜられたが、この時は張率とともに泥酔したため、詩を成しえなかったが、武帝はこれをからかって、「張率は東南の美、劉孺は雒陽の才なり。筆を纒れば便ち成るに、何事すれぞ遅回す」といった。

(a) — ⑥ 王筠

筠が文學の才に優れた人物であったことについてはすでに謝舉について引用した記事のなかでふれたが、筠の自らもつ文學の才に對する自負はその「諸兒に與うる書」のなかにみることができ、このなかに琅邪の王氏が代々傳承してきた輝かしい文學の才の繼承者としての自負をうかがうことができる。

(a) — ⑨ 張率

率についてはさきにみた劉孺について引用した記事のなかに、そのもつ文學の才が豊かなものであったことを十分にうかがうことができよう。

(a) — ⑩ 陸襄

文學の才の有無について判断するに足る記述をみいだしたい。

(b) — ② 蕭愷

本傳には「(蕭)愷、才學譽望有り。時論以て其の父に方う」とある。愷の父子顯は周知のように『南齊書』の撰者であり、沈約によりその文史の才を賞賛される存在であった。愷自身も太宗(簡文帝)から先にみた王筠の文學的後繼者たるべしとする評價を與えられている。愷が文學の才に秀でた人物であったとして間違ひなからう。

(b) — ③ 王質

本傳には「少くして慷慨、書史を涉獵す」とあるのみであり、この短い記載から文學の才の有無について云々できないが、文史に大いに關心を寄せる人物像を想定することは許されるであらう。

(b) — ④ 蕭序

その傳簡略にすぎ、文學の才の有無を判断するに足る記述をみいだがたい。

(b) — ⑤ 蕭乾

これについてもその傳簡略にすぎ、文學の才の有無を判断するに足る記述をみいだがたい。
次に次門についてみる。

(a) — ⑦ 到洽

少くしてその名を知られ、才學士行ともに優れた人物であった。その兄である沼、概、從弟沆とともに武帝に拔用されたが、評價が最も高かったのは洽であった。武帝は任昉に「諸到、才子と謂う可し」といったが、昉は「臣、常に竊に謙すらく、宋は其の武を得⁽¹⁷⁾、梁は其の文を得」と答えたというエピソードも存在する。

(a) — ⑧ 許懋

文集一五卷があり、文學の才に秀でた人物であったことを察せしめるが、懋はまた「經史笥」とも稱され、儒學、史學にも優れ、さらには朝廷の儀禮・故事にも詳しかった。

(b) — ① 徐摛

幼くして學を好み、長ずるに及んで遍く經史を覽、文章を成すに好んで新變を爲した。梁の晉安王が石頭城に成した際、王の侍讀に任じており、王が太清の初めに北伐した際、その教命、軍書はことごとく摘に出たという。文學のみならず經、史に優れた人物でもあった。

以上みてきたところから、「才能」——この際は主として文學の才——豊かな甲族の出身者が、同じく「才能」豊かな次門の出身者と並んで、「選を革め」られて以降の梁代のほぼ全時代にわたり、ほぼ萬遍なく太子家令に任用されたことが理解できよう。これは武帝により實施された、より廣い範圍からより「才能」ある人材を登用しようという賢才主義的理念に支えられた中書舍人に對する任用策が、同様に太子家令の任用についても採用されたことを示したものとなる。ただし、この際は兼官、領官としてではなく本官についての人事においてである。

このようにみてくると、その實施に當り「才能」を優先し、家格差を考慮しないという、賢才主義的理念をその背景にもつ武帝の打ち出した人事政策は少なくとも「才能」ある甲族にとっても、必ずしも忌むべきものではなかった、とする想定が可能となろう。

なお、それぞれの本傳からはその文學の才の有無をうかがうことはできなかった(a)——⑩陸襄、(b)——④蕭序、(b)——⑤蕭乾などについても、その文學の才を豫想して差し支えないのではなからうか。ちなみに、この太子家令についてのこの人事政策は陳時代にも繼承されたとしてよい。⁽¹⁸⁾

なお論述は割愛するが、太子卒更令、太子僕についても太子家令と同様のことを想定しうる。⁽¹⁹⁾

さて、この他に同様に賢才主義的理念に裏打ちされた人事政策が適用された東宮關聯の官として太子庶子がある。『通典』卷三〇職官一二太子庶子の項に、

齊に至り、其れ、(太子)庶子の用人卑雜。天監七年、詔して、選を革む。

とある。ここに「卑雜」とあるのは、具體的には次門のことを指すとして差し支えなからう。⁽²⁰⁾ 天監七年に至ってそうした

用人を革めたわけであるが、この際も中書舍人、太子家令などの場合と同様に、家格によらず「才能」を基準とした任用を行なおうとしたものと考えられる。

右の改選以降の梁時代に太子庶子に任用されたものとして、①王泰が天監一〇年以前に任用され、②陸倕が天監一七年以前に任用され、③謝朓が太子家令に任用される以前、すなわち天監一一年以前に任用され、④劉孝威が大同九年以前に任用され、⑤王質が太清元年以前に任用され、⑥蕭幾が時期は不明であるが任用され、⑦王冲が大同三年以前に任用され、⑧袁君正が時期は不明であるが任用され、⑨司馬暲が承聖中（五五二〜五五四）に任用されている。これらのうち⑨司馬暲のみが次門であり、他はすべて甲族である。⁽²¹⁾この太子庶子の任用に際しても、太子家令などの場合と同様に文學の才の有無ということがその任用の基準とされたと考えられる。

①王泰が文學に優れた人物であることについては、すでにふれたところである。②陸倕については、
(陸)倕、少くして學に勤め、善く文を屬る。…倕、樂安の任昉と友とし善し。感知己賦を爲りて以て贈る。

とあって、文學の才に秀でた人物であったことをうかがわしめるが、梁の武帝によってもその文學、文章の才を大いに賞賛されている。③謝朓が文學の才に秀でた人物であったこと、太子家令にも任用されたことについてはすでにふれた。④劉孝威も、大同九年に朱雀が東宮に集まった時、頌を上ったが、その辭甚だ美であった。文學の才に秀でた人物であったとしてよい。⑤王質についても、文學に秀でた人物と考えてよいこと、太子家令にもついたことについてはすでにみた。⑥蕭幾も、年十歳にして、能く文を屬り、隸書にも巧みであった。十五の時に父の故吏であった楊公則のために誅したが、沈約に大いに賞賛されることとなっている。もとより文學、文章の才に優れた人物であった。

⑦王冲、⑧袁君正については何れもそれぞれの文學の才をうかがわせる記述に乏しく、その才の有無についての判断は困難である。⑨司馬暲は孝行傳にその名を聯ねてはいるが、文集一〇卷があったというから、それなりに文學の才に恵まれた人物であったとして大きく外れることはなからう（以上、主に本傳による）。なお、この太子庶子に對するこうした人事

政策は陳時代⁽²²⁾にも繼承されたと考えられる。

ちなみに中書舍人、太子家令、太子卒更令、太子僕、太子庶子にそれぞれ共通に任用されたものが幾人かみえるが、これはこれらの官が共通の「才能」を要求するものであったこと、ひいては當時の官人に求められる「才能」(のひとつ)が文學のそれであったことを示すものでもあろう。

梁の武帝は、前代の歴史に鑑みて皇子の教育に大いに意を用いている。その際、先に擧げた徐摛の事例や宋時代の皇子教育の難点を指摘する裴子野の見解などあわせ考えると、皇子教育が成果をもちうるためには優秀な取り巻きが必要であるという考えがあったと思われる⁽²⁴⁾。

以上みてきたように太子家令を始めとする一聯の東宮關聯の官に「才能」が収集されたのは、當然こうした武帝の意圖するところと關聯するところがあろう。

また、上述の東宮諸官について、ほぼ東宮の管記を掌ることが慣例化していたと考えられるが、管記を掌るといふことはそのもつ文學、文章の才を發揮するに格好のものである⁽²⁶⁾。こうしたことも「才能」ある人材をこれらの官に収集しえた要因とされよう。

四 散騎常侍の任用をめぐる

前節までに一聯の東宮官、特に太子家令、太子庶子などについて、梁時代に入ると賢才主義的理念に裏打ちされた人事政策が適用され、しかも相當程度實效をとまなうものであったことについてみてきた。ところが、こうした見方を否定するかのごとき事例が存在する。したがって本節以下では、そうした事例について検討することにする。

周知のように西晉時代、散騎常侍は黃門侍郎とともに「黃散」と稱され、清官の代表的なものと目されていたが、黃門侍郎が以降一貫して清官たるの實を失うことがなかったのに對して、散騎常侍の方は東晉の後期から宋初にかけての間に濁

官と目されるようになった。⁽²⁷⁾これは甲族が散騎常侍につくことを忌避するようになったためであると考えられる。

ところで宋の孝武帝の時に、おそらく側近官の重視策に基づくものであろう、散騎常侍に改めて甲族を任用するという改革が斷行されている。『宋書』卷八四孔覲傳に、

初め、晉の世、散騎常侍の選甚だ重し。侍中と異ならず。其の後、職任閑散にして、人を用うることを漸く輕し。孝建三年（四五〇）、世祖（孝武帝）、其の選を重くせんと欲す。詔して曰く、「散騎の職は近侍爲り。事規納に居る。實に惟れ親要なり。署任の本なり。而るに頃る常侍を選ぶこと陵遲して未だ允わず。宜しく時良を簡授し、永く清轍に置くべし」と。是において吏部尚書顏竣奏して曰く、「常侍は華選にして、職任才を揆つ。新除臨海太守孔覲、意業閑素なり。司徒左長史王彧、懷尚清理なり。並に散騎常侍爲るに任えたり」と。

とあるのがそれである。この改選によって散騎常侍に任用された、あるいは任用されようとした孔覲は、その起家官からその家格を判斷するのは困難である。しかし、その官序の過程で王友（建平王）や祕書丞などの清官を歷任しており、甲族であったとして差し支えなからう。⁽²⁸⁾祕書丞は「天下の清官」とされ、清官中の清官と目されていたのは周知のところである。⁽²⁹⁾王彧（景文）についてもその起家官から家格を判斷することは難しい。しかし、彧はその妹が明帝の皇后になっていることから、甲族であったとしてよからう。⁽³⁰⁾

しかし、この孝武帝の新人事政策は結局甲族に受け入れられなかった。孔覲傳の後文に、散騎常侍の改選策と同時に實施されたと思われる吏部尚書の併置策に關する蔡興宗の見解を載せているが、そこに、

侍中蔡興宗、人に謂いて曰く、「選曹は重要にして、常侍は閑淡なり。之を改むるに名を以てすと雖も、人心豈變ず可けんや」と。既にして常侍の選復た卑しく、選部の貴きこと異ならず。

とあるのが、そうしたことを示す。この散騎常侍をめぐる改變策の失敗は、それが甲族の意に染まないものであった場合、天子の支配権力をもってしても如何ともしがたかったこと、さらにいえば天子の支配権力をもってしても、甲族の意

向を變えることができなかつたことを示すものとして注目される。換言すれば、こうした任用改變策の成否が、つまるところ天子の側の意圖の如何にあるのではなく、あくまでも士人（この際は甲族）の側の意向の如何に於つたことを示したものと成る。甲族は新たに就官を求められた（濁）官について、それが自らの意に染まないものであつた際、就官を拒否するという手段を通じて自らの意志を示しうる情況に於つたといえるのである。いわば、拒否權を保持していたのである。

さてこの散騎常侍についても、梁の武帝は「才能」ある甲族を任用するという人事政策を打ち出している。『梁書』卷二一江簡傳に普通四年（五三三）から大通三年（五三二）の間の何れかの時期のこととして、⁽³¹⁾

（尙書）僕射徐勉、權重を以て自ら遇す。在位の者並びに宿士、之を敬す。惟蒨及び王規のみ與に抗禮し、之が爲に屈せず。蒨の門客擢景に因りて、第七兒遙のために蒨の女との婚を求むるも、蒨、答えず。景、再び之を言う。乃ち景を杖すること四十。此に由りて勉と忤うことあり。散騎常侍に除さるるも拜さず。是の時、勉また子のために蒨の弟葺及び王泰の女を求むれども、二人並びに之を拒む。葺、吏部郎と爲る。曹中の幹を杖するに坐し、免官さる。泰、疾を以て宅に假出しおれども、乃ち散騎常侍に遷さる。皆勉の意なり。初め天監六年、詔して、侍中・散騎常侍は並びに帷幄に侍するを以て、門下の二局を分かちて集書に入れ、其の官品は侍中に視う。而れども華胄の悦ぶ所に非ず。故に勉、泰を斥けて之と爲す。

とある。傍線部が武帝が散騎常侍の用人について改變を加えたことを示したものである。また、文中に「華胄」とあるのは甲族のうちでも代々その家格を繼承してきたような第一流の甲族を指す。⁽³²⁾

さて、武帝によるこの散騎常侍についての任用改變策はその當初成功したらしい。この政策が打ち出された天監六年に柳惲、ついで八年には柳忱がそれぞれ散騎常侍についている。かれらは何れも甲族として差し支えない。ただしいわゆる新出の門戸に屬し、「華胄」に比すと家格的には若干おちるものと考えられる。⁽³³⁾ところで、この際もその任用の基準とされた「才能」は文學の才であつたと考えられる。まず、柳惲についてであるが、『梁書』卷二一柳惲傳に、

貴公子を以て早に令名有り。少くして篇什に工なり。始めて詩を爲りて曰く、……琅邪の王元長、見て嗟贊し、因て齋壁に書す。是に至りて曲宴に預ければ必ず詔を被りて詩を賦さしめらる。……深く高祖（梁武帝）の美とする所となる。

とあつて、文學の才に秀でた人物であつたことをうかがわせる。柳忱についても、『梁書』卷一柳忱傳に、

仁政傳及び諸詩賦を著し、粗ほ辭義有り。

とあつて、文史の才に恵まれた人物であつたことをうかがわせる。しかし實例による限りでは、柳忱以降、蕭洽が普通二年に散騎常侍につくまで甲族の散騎常侍への就官はみられない。⁽³⁴⁾これは散騎常侍についてはその用人の改變策が當初はともかく、甲族にすみやかには受け入れられず、孝武帝の時の場合とはほ同様の経過をたどりつつあつたことを示したものとされよう。少なくとも徐勉と江禰らとの間に確執が生じた時點までは、ほとんどの甲族にとつて散騎常侍は依然として就官するには意に染まない官とみなされていたがためであつたと思われる。江禰傳に「華胄の悦ぶ所に非ず」とあるのはその間の事情を物語るものであろう。舊來と同様に甲族が散騎常侍に擬官されたとしても就官を拒むというかたちをとつたためとすべきである。このことは、禰が散騎常侍への任用に對して「不拜」という手段で對抗していることから察せられる。なによりも甲族の散騎常侍への就官が日常的なものになつてゐる情況下にあつては、勉の報復人事そのものが意味をなすまい。また、王泰を散騎常侍に遷すという人事も、泰の病氣による休暇中を狙つて強行されたという感がし、空き鼻働きのようなどころがありや異常である。泰も「不拜」という手段によりこの人事に對抗した可能性が皆無ではない。⁽³⁵⁾このようにみえてくると、梁代にあつても舊來と同様に、甲族がからんだ存在する人事慣行の改變については、それが成功するか否かは依然として甲族の意向如何にかかつていたといふことになる。甲族は依然拒否權を保持してゐたのである。

そうすると、梁の武帝の斷行した散騎常侍の用人の改變策が順調に實效を示しえなかつたのは、舊來指摘されているよ

うに、甲族の家格意識に禍されたがゆえであると考えざるを得なくなるようである。しかし、兼官、領官として現われる中書舎人の場合はしばらくおくとしても、すでに太子家令や太子庶子の事例にみたように、武帝の賢才主義的理念を背景とした用人改變策は少なくとも「才能」ある甲族には受容されるべきものであった。こうした点を重視すると、散騎常侍をめぐる用人改變策の不調を一律に甲族のもつ家格意識に歸すことには躊躇を覺えざるを得なくなる。これについて甲族が拒否權を發動する際、家格意識とは別の契機に出る場合もあったと考えざるを得ない。すでにみたように、散騎常侍への就官を拒否した江藤は太子家令には就官しているし、王泰は太子庶子には就官している。いうまでもなく何れも徐勉によつて散騎常侍に擬官される以前のことである。こうした事實は、少なくとも「才能」ある甲族、すなわち蒨、泰などによる散騎常侍に對する忌避については、そのもつ家格意識に出るものではないとする想定を可能とする。

もともと甲族出身者によつて散騎常侍への就官が忌避されるようになったのは、さきの蔡興宗の文言などからもうかがえるように、その職務内容が問題とされたがためであらう。つまり官種が問題とされたのである。そうすると、梁の武帝の賢才主義的理念に支えられた用人について、すでに甲族の家格意識が障害となるものではないとした際、散騎常侍の場合その障害となつたのはなお官種であつたとすべきである。

五 いわゆる「南奔」の意味について

梁の武帝が御史關係の官に強く意を用いたことについてはすでに指摘されている。⁽³⁶⁾ そうしたことの一環であらう、武帝は治書侍御史に重みをもたせる處置をとっている。『梁書』卷五〇何思澄傳に、

(何思澄、) 治書侍御史に遷る。宋齊以來、此の職稍々輕し。天監初、始めて其の選を重んず。車前、尙書二丞に依り三駟を給し、印を盛りし青囊を執せしむ。舊事に糾彈の官、印綬前に在らしむる故なり。

とあるのがそれである。しかし、『梁書』卷五〇謝幾卿傳に、

(謝幾卿)……天監初、……尙書三公郎に除せらる。尋で治書侍御史と爲る。舊と郎官の轉じて此の職と爲る者、世々南奔と謂う。幾卿、頗る志を失い、多く疾と陳て、臺事略かにして復た理めず。

とある。謝幾卿の治書侍御史への任用が、この官が重みをもたされて以降のことであつたとしたら、それにもかかわらず依然就官を敬遠されがちであつたことを示したものと成る。

そうするとこの場合も、そのもつ資格意識が障害となつて治書侍御史への就官に不満をもつたものともとれそうである。しかし、この記事はそうした觀點から解釋すべきものではない。吏部郎以外(後述参照)の尙書郎(以下これを「尙書郎」という)から治書侍御史へと遷る人事が資格云々とは直接關りなく、純粹に選序のうへで幾卿にとつて好ましいものではなかつたがゆへこの人事に不満をもつたものと考えるべきである。以下そのように考えるべき理由について述べる。

まず、謝幾卿の家格についてであるが、本傳によれば、幾卿は南齊時代に豫章王國常侍(左右は不明)に起家しており、次門の出身である。

次に宋齊時代、「尙書郎」から治書侍御史に遷るのは、次門の出身者が歩むべき官序のうちのひとつを構成していたと思われる。つまり、「尙書郎」の次につくべき官にはいくつものがあるが、治書侍御史もそうした官のうちのひとつであつたのである。「南奔」は次門の出身者の官序のひとつを構成してしたのである。⁽³⁷⁾ただこの官序は治書侍御史が糾彈ということとその職務としていたから左遷的色彩を帯びるようになったと考えられるのである。

以上のようにみえてくると、「南奔」は次門の官序を構成するものとはいはいい條、左遷的色彩の濃いものと目されたため、梁時代に入って、治書侍御史の選に重みがつけられたにもかかわらず、次門である謝幾卿が依然としてこの人事に舊來の感覺から不満をもつたものと解されるのである。⁽³⁸⁾

要するに、謝幾卿の不満は家格云々とは直接關聯するものではないのである。少なくとも謝幾卿傳の記事を以て甲族の家格意識を云々することはできない。

六 尚書都令史の任用と賢才主義

梁の武帝は、舊來後門がそれとしてもっぱらつくべきとされていた官についても、その選を改め、次門の出身者を任用するという處置を講じている。そうした官に尚書都令史がある。

宋齊時代、尚書都令史は後門がそれとしてつくべき官の典型的なものであった。⁽³⁹⁾しかし、武帝の尚書省の再建強化策の一環をなすものであろう、尚書省運営の要ともなる尚書都令史の用人を改めて次門のつくべき官とした。『隋書』卷二六 百官志上に、

(前略) 又五都令史有り。左右(尚書)丞と司る所を共知す。舊と用人常に輕し。天監九年、詔して曰く、「尚書五都の職は政要に參ず。但だ衆局を總領するのみに非ず。亦乃ち二丞に方軌す。頃ろ才を求むると雖ども、未だ妙簡臻らず。革めて士流を用い、毎に時彦を盡くす可し」と。……是に於いて都令史は奉朝請に視う。

とあるのがそのことを示す。この際の「士流」は具體的には次門のことを指したものとされる。⁽⁴⁰⁾これによって劉訥、劉顯、孔虔孫、蕭毅、王偶が尚書都令史に任用されている。このうち劉顯以外は專傳がなく、どのような人物であったか明らかにし難いが、劉顯は文、史、儒に優れた人物であった。⁽⁴¹⁾

しかし、この尚書都令史の任用改變策は、これ以降尚書都令史への就官者を實例について確かめえないことなどから、宮崎市定氏が推定しているようにその當初はともかくとして、實效が伴わなかった可能性が大きい。⁽⁴²⁾もしそうであるとすれば、その要因を次門のもつ家格意識に求めるのか、それとも尚書都令史という官の官種が次門の意に染まなかったということに求めるのか、何れとも俄に判断しがたい。しかし、當時の士人のもつ士庶區別意識の苛烈さを思うと、この際は家格意識が契機となつて、この政策が實效を持ちえなかった可能性を捨て去ることはできない。何れにしろ、この政策が實效をあげえなかったとするならば、次門が「不拜」という手段を通じて對抗したためであるとすべきである。⁽⁴³⁾

推論を前提としたものであるうえに、さらに推論に頼る部分が多いのであるが、以上のように考えてみると、甲族のみならず次門についても、そこに自らがからんだ舊來の人事慣行を改變する處置がとられた際、それが自らの意に染まないものであった場合、その政策に對して拒否權を發動しうる情況下にあったとすることも可能であろう。

七 王筠と賢才主義的理念

甲族がからむ存在する人事慣行の改變が實效を持ちうるか否かは、梁時代にあつても、天子の側の思惑にあるのではなく、あくまでも甲族の側の意向の如何にあつた。それだけに、梁時代、太子家令などについて、こうした改變策が一定程度の實效を示しえたのは、武帝の打ち出した賢才主義的理念の實踐を、甲族が受動的なかたちではなく、相當程度の主體性をもって受容したためであるという想定が可能となる。いまこの想定を、賢才主義的人事策に對する先にもとりあげた甲族王筠の對應を検討することを通じてより確かなものにした。

さて、先にみた一聯の東宮關聯の官と同じ様にその任用に當り、文學の才の有無ということが重視された官に尙書の殿中郎がある。これも梁の武帝の推進した尙書省の再建強化策の一環をなすものであろう、武帝は尙書殿中郎の任用についても強く意を用いている。その際（もともとそうであつたのであるが）、とりわけ文學の才の有無が重視されたと考えられる。『梁書』卷三四張緬傳に、

尙書殿中郎缺。高祖（梁武帝）、徐勉に謂て曰く、「此の曹、舊と文學を用い、且つ鳩行之首に居る。宜しく其の人を詳擇すべし」と。

とあるのがそのことを示す。この結果、張緬が尙書殿中郎に任用されているが、緬は梁の初めに祕書郎に起家しており、そのもつ資格はもとより甲族のそれである。また、緬はもちろん文史の才に秀でた人物であつた。なお、緬が尙書殿中郎に任用されたのは、徐勉が吏部尙書であつた天監六年から同九年の間の何れかの時期のこととされよう。⁽⁴⁴⁾ こうしたことを

知つたうえで、梁代に尙書殿中郎に任用された顔ぶれを眺めてみると、武帝の意向がよく反映されており、何れも文學の才に秀でた人物が甲族、次門を問わず任用されている。甲族としては①蕭滂、②何敬容、③到蓋、④椿向、⑤劉潛、⑥蕭幾、⑦劉孺、⑧江聰、⑨袁憲などがあげられる⁽⁴⁵⁾。ただし、向についてはその傳簡略に過ぎ、その文學の才の有無を判断する情報に乏しい。また敬容については周知のように文學云々とは程遠い人物である。この敬容の任用は例外的なものとするべきであろう。この二名以外は何れも文學に優れた人物であったとしてよい。また、緬、敬容、向、憲は起家官としてはトップクラスである祕書郎に起家している。次門で尙書殿中郎に任用されたものとして⑩到洽、⑪到溉などがあげられる⁽⁴⁶⁾。洽が文學の才に秀でた人物であったことについては、すでにみたところである。溉についてもすでにみたように、文學の才に秀でた人物であったとしてよい。

ところで、(東晉)宋齊時代、いままでにみってきた中書舍人や太子家令などの任用をめぐってみられたような甲族、次門といった家格の差異に基づくものではないが、一口に甲族といってもそのなかに微妙な家格差が存在している、そのような微妙な家格差を踏まえたかたちで成立していた人事慣行が存在していたと考えられる。『太平御覽』卷二一五に引く「晉中興書」に、

王坦之、字は文度。選曹將に擬して尙書郎に爲さんとす。坦之、之を聞きて曰く、「江を過りて自り、尙書郎は正に第二の人を用う。何すれぞ此を以て擬せらるるを得んや」と。其の子國寶、傾側を好む。婦の父謝安、之を惡み、尙書郎に除す。國寶以爲らく、「中興膏腴の族、唯吏部郎にのみ作る。餘の曹郎には作らじ」と。之を怨みて、辭して拜さず。

とあり、『宋書』卷五九江智淵傳に、江智淵について、

元嘉末(四五三)、尙書庫部郎に除さる。時に高流の官序、臺郎と爲らず。智淵、門孤にして援寡なく、獨り此の選有り。意甚だ説ばず。固く辭して敢えて拜さず。

とある。右にみえる「中興膏腴の族」、「高流の官序（の人）」などは、智淵が著作佐郎に起家した甲族であったことをあわせ考えると、一般的にいった際、甲族のことを指したものとなる。そうすると（東晉）宋齊時代、「尚書郎」につくべきものは次門以下とされていたことになる。しかし、実際に「尚書郎」についた顔ぶれをみても、甲族であっても「尚書郎」につくものもあつた。ただし、甲族といつてもいわゆる「南人」が多く、江智淵傳からもうかがわれるように「北人」であっても父、祖父などが高官に至ることがなかったものがほとんどである。⁽⁴⁷⁾ それだけに、祕書郎に起家したような人物は「尚書郎」に擬官された際ほとんど就官を拒否している。⁽⁴⁸⁾ こうしたこと、『梁書』卷三三王筠傳に、

王筠、字は禮元、一字は德柔、琅邪臨沂の人なり。……尚書殿中郎に除せらる。王氏、江を過りてより以來、未だ郎署に居る者有らず。

とあることをあわせ考えると、少なくとも南朝最高の名家とされる琅邪の王氏（のうちの甲族に屬する家のもの）は、宋齊時代には「尚書郎」につかない、もしくは擬官されないとする人事慣行が存在していた。⁽⁴⁹⁾ しかし、梁の武帝は太子家令などに對する任用策と同様に、より廣い範圍からより「才能」——この際も文學の才——に秀でた人材を任用する、とする賢才主義的理念に裏打ちされた人事政策を斷行すべく、それを制限する人事慣行の撤廢を目指して、甲族たる琅邪の王氏の一員である王筠に「尚書郎」、この際は尚書殿中郎への就官を求めた、ということが想定できる。筠はこの求めに應じている。なお、筠が文學の才に秀でた人物であつたことについてはすでにふれたところである。

この王筠の尚書殿中郎への就官を嚆矢として、以降王兪、王質が尚書殿中郎についている。兪、質ともにとり琅邪の王氏に屬する。質が第一流の甲族であつたことについてはすでにみたが、兪ももとより第一流（祕書郎起家）の甲族であることはいうまでもない。

王兪については『梁書』卷二二王兪傳に、

（前略）召されて國子生に補さる。（國子）祭酒袁昂、稱して通理と爲す。策せられて高第たり。……吳郡の陸襄と

東宮の管記を對掌す。……太子中庶子に遷り、東宮の管記を掌る。

とある。二度にわたり東宮の管記を掌るほどであり、文章の才、ひいては文學の才に優れた人物であったとして差し支えなからう。王質が文學に優れた人物と考えてよいことについてもすでにふれた。

ところで、先にみた『太平御覽』にひく「晉中興書」や江智淵傳の記事から、「尙書郎」についても、存在する人事慣行に抵觸するような人事が實行されようとした場合、その對象となったものが「不拜」という手段でこれに對抗したことが理解できよう。

さて、王筠が尙書殿中郎に任用されようとした時のこととして、

尙書殿中郎に除せらる。王氏、江を過りてより以來、未だ郎署に居る者有らず。或る人逡巡して就かざるを勸む。筠曰く「陸平原は東南の秀、王文度は江東に獨歩たり。吾、昔人に比蹤するを得。何ぞ多く恨む所や」と。乃ち欣然として職に就く。

とある。筠が尙書殿中郎に任官したのは太子家令に任官する以前のことである。王文度は先の「晉中興書」にみえるように王坦之のこと、陸平原はいうまでもなく陸機のことである。ところで、「或る人」が筠にこの人事を拒否するように勧めている。まったく不可能なことを「或る人」が勧めたとは考え難い。先にみた散騎常侍の事例などもあわせ考えた際、これは筠がこの人事を拒否しようと思えば拒否しうる情況下にあったことを示したものとすべきである。しかし、筠は自らの文學の先達ともいふべき王坦之、陸機にその才を比蹤されたことを悦び、「欣然」として「尙書郎」に就官したわけである。(50)ここに、筠が相當程度の自主性を保持しつつ賢才主義的人事政策に参畫したということが看取できよう。すでにみたように筠はつづいて太子家令にも就官している。

なお、こうした尙書殿中郎に適用された人事政策は、陳時代にもこれが繼承されたかどうかは俄に判断しがたい。しかし、太子家令などの事例を勘案した際、これを豫想しても大きく誤ることはないであろう。また、「改選」されて以降の

東宮諸官に任用されたものの幾人かが尙書殿中郎にも任用されているのはみられるとおりである。

八 梁時代の賢才主義と門閥貴族

梁の武帝が斷行した「改革」にいわゆる賢才主義の理念が刻印されていたことについては、諸家のこぞって指摘するところである。小論ではそうした賢才主義の理念の實踐に對して上流門閥貴族——小論にいう甲族にほぼ相當する——がどのように對應したのかということ、武帝の打ち出した新しい人事政策の成否を検討することを通じてみてきた。

上流門閥貴族がからむ、存在する人事慣行の改變が實效をもちうるか否かは、梁時代にあつても、舊來と同様に天子の側の思惑如何にあるのではなく、あくまでも上流門閥貴族の側の意向の如何にあつた。それだけに梁時代、太子家令などの一聯の東宮諸官の場合にみられるように、こうした改變策が一定程度の實效を示したのは、武帝の打ち出した賢才主義の人事政策を、少なくとも「才能」ある上流門閥貴族は受動的なたちではなく、一定の主體性をもって受容したがためであるという想定が可能となる。そこでは、「才能」を家格に優先させることを時代の使命とする彼らの姿を垣間見ることにも可能である。上流門閥貴族のもつ家格意識に變化が生じつつあつた情況を看取しうるのである。

武帝の示した賢才主義の理念は決して皇帝、蕭衍にのみ固有のものではなく、「才能」ある上流門閥貴族ともこれを共有しうるものであつたのである。こうした上流門閥貴族のなかに芽生えた家格意識の變化に、賢才主義の理念が南朝後半期にあつても、時代の確かな趨勢となりつつある情況を想定することができよう。

なお、この賢才主義の人事政策が陳時代にも繼承されたと考えられることについては、折に觸れて述べたところである。

周知のように、梁の武帝は雍州州鎮の長官としての實力を基盤として梁王朝を創設した。その際、協力者のほとんどが下流門閥貴族——小論でいう次門にほぼ相當する——であつた。それだけに「改革」を推進した主體もその多くが下流の

門閥貴族であり、「改革」に彼らの意向が大きく反映していたとする指摘は十分に納得しうるものである。⁽⁵¹⁾しかしそのなかにあって、「改革」が上流門閥貴族の意向をも汲み取ったもの、換言すれば、「改革」において上流門閥貴族を脇役一般としてとらえるのではなく、主役の一部を構成するものととらえるべしとする注目すべき見解もある。⁽⁵²⁾この見解については小論で述べてきたことを勘案するならばそれなりに説得力をもつものとされよう。

ちなみに、武帝の打ち出した尙書殿中郎任用をめぐる人事政策に對し、「或る人」による「不拜」のすすめを拒否し、その「才能」を評價されたことを悦び「欣然として」應じ、さらに太子家令にも就官した王筠は、現在知りうる限りでは、門閥貴族の門地一邊倒のありかたから、その門地にふさわしい才學を涵養すべきことを宣言した最初の上流門閥貴族である琅邪の王僧虔の孫に當る人物でもある。⁽⁵³⁾僧虔から三代、そこにはさらに自己變革を遂げた上流門閥貴族の姿をみたとしても、あながち牽強附會の説とすることはできないであろう。なお、「才能」とは文學のそれである。

註

- (1) 宮崎市定「梁武帝の貴族主義」・「學館と試經制度」・「梁代の秀孝及び中正制度」(『九品官人法の研究——科擧前史——』第二編第四章七・八・九 一九五六年 東洋史研究會)、安田二郎「南朝の皇帝と貴族と豪族・土豪——梁武帝の革命を手がかりに——」(『中國中世史研究』一九七〇年 東海大學出版會)、榎本あゆみ「梁の中書舍人と南朝賢才主義」(『名古屋大學東洋史研究報告』一〇)など参照。なお、いわゆる賢才主義的理念の理解については、谷川道雄「北魏の統一過程とその構造」・「北魏官界における門閥主義と賢才主義」(『隋唐帝國形成史論』第二篇第一章・第二章 一九七一年 筑摩書房)に負うところが大きい。
- (2) 何れも文學に優れていた。周捨は文學のみならず儀禮、法律、儒學などおおよそ通じない學問がないほどである。なお兩人の資格については註(4)参照。
- (3) 越智重明氏の「族門制」論を知るのにもっとも便利なものとして「制度的身分——族門制をめぐって」(『魏晉南朝の貴族制』第五章 一九八二年 研文出版)がある。
- (4) 庾於陵 起家官から資格を特定するのは困難である。しかし、弟の肩吾が王國常侍(國名、左右は不明)に起家(『梁書』卷四九本傳)。通常弟のほうが後に起家するから、於陵も次門とすべきである。周捨 太學博士起家(『梁書』卷二五本傳)。以下、資格の特定はその起家官を中心に行なうが、そ

- れが困難である場合は、そのものの婚姻関係、官歴などを総合的に勘案して特定する。婚姻関係と家格との關聯については、差し當り中村圭爾「婚姻關係からみた階層と官僚身分」(『六朝貴族制研究』第三篇第三章 一九八九年 風聞書房)、拙稿「南朝における吏部の人事行政と家格」(『名古屋大學東洋史研究報告』一八)などを参照。家格と官歴との關聯については、越智重明「南朝の清官と濁官」(『史淵』九八)、中村圭爾「九品官制における官歴」・「清官と濁官」(前掲書第二篇第二章・第三篇第二章)、周一良「南齊書丘靈鞠傳試釋兼論南朝文武位及清濁」(『魏晉南北朝史論集』一九六二年 北京)、拙稿「南朝の官位をめぐる一考察」・「宋齊時代の參軍起家と梁陳時代の蔭制」(『九州大學東洋史論集』一五・二五)などを参照。
- (5) 前掲「梁の中書舍人と南朝賢才主義」参照。
- (6) 前掲「南朝における吏部の人事行政と家格」参照。
- (7) 中書舍人が正式な官名となつたのは梁の中期以降で、それまでは中書通事舍人といった。小論では記述の統一をはかる意味から以下全て中書舍人と表記する。
- (8) ①褚球 婚姻關係などから甲族としてよい(『梁書』卷四一本傳)。②劉瑀 その官歴から甲族としてよい(『梁書』卷四一本傳)。③張綯 祕書郎起家(『梁書』卷三四張綯傳)。④劉孝威 「改革」以降に皇弟皇子府參軍起家(『梁書』卷四一本傳)。「改革」以降この參軍に起家するのは甲族である。これについては、越智重明「梁陳時代の甲族層起家の官をめぐる」(『史淵』九七)参照。⑤謝徵 「改革」以降に皇弟皇子府參軍起家(『梁書』卷五〇)。⑥臧盾 父末甄が三品以上の官を経たのちに起家している(『宋書』卷五五臧燾傳・『梁書』卷四二本傳)。これから盾は甲族としてよい。これについては、中村圭爾「九品官制における起家」(前掲書第二篇第一章)参照。⑦臧厥 盾の弟である(『梁書』卷四二本傳)。
- (9) ただし、後門以下が官人となる道が皆無であったわけではない。五館生となり策試に應じること、軍勳を擧げることのふたつの方法により、官人となることが可能であった。これについては、越智重明「晉南朝の秀才・孝廉」(『史淵』一六一)参照。
- (10) 考證は省略するが、孔奐(『陳書』卷二一本傳)、陸瓊(『陳書』卷三〇本傳)、顏晃(『陳書』卷三四本傳)、江德藻(『陳書』卷三四本傳)、陸琰(『陳書』卷三四本傳)などは甲族である。
- (11) 『隋書』卷二六百官志上に、
天監六年、帝以三卿陵替、乃詔車選、(太子)家令視通直(散騎)常侍、(太子)卒更令、(太子)僕視黃門(侍郎)三等、皆置丞、
とある。
- (12) 前掲「南朝の清官と濁官」参照。
- (13) 『梁書』卷二三沈約傳、鈴木虎雄「沈休文年譜」(『業閒錄』一九二八年)参照。
- (14) 王質が太子家令についたことは、その本傳にみえず「梁書」卷五六侯景傳にみえる。この侯景傳の王質を別人とする

ことも可能であろうが、本傳(『陳書』卷一八)とあわせ考
 えると、同一人物とすべきである(ともに兵を率いて江を渡
 らんとする侯景を迎え撃っている)。

(15) ①謝舉 祕書郎起家(『梁書』卷三二本傳)。②

江稱 祕書郎起家(『梁書』卷二一本傳)。③陸照 齊代に軍
 府參軍に起家し、ついで太子舍人に遷る(『梁書』卷二六本
 傳)。軍府參軍起家→太子舍人という官序は甲族の官序であ
 る(前掲「宋齊時代の參軍起家と梁陳時代の蔭制」)。④殷鈞
 祕書郎起家(『梁書』卷二七本傳)。⑤劉孺 すでにみた。⑥
 王筠 齊代に軍府參軍起家→太子舍人という官序をとる(『梁
 書』卷三三本傳)。⑦張率 著作佐郎起家(『梁書』卷三三本
 傳)。⑧陸襄 著作佐郎起家(『梁書』卷二七本傳)。⑦到洽
 齊代に王國(晉安王國)左常侍起家(ただし不拜)(『梁書』
 卷二七)。⑧許懋 齊の大學生出身(『梁書』卷四〇本傳)。
 大學生になるのは次門以下の出身である(前掲「晉南朝の
 秀才・孝廉」)。

(b)の時期。②蕭愷 祕書郎起家(『梁書』卷三五本傳)。③
 王質 祕書郎起家(『陳書』卷一八本傳)。④蕭序 ②蕭愷の
 兄(『梁書』卷三五蕭子顯傳)。父子顯は甲族として差し支え
 ないから、序の資格もそれとされる。⑤蕭乾 「改革」以降
 に皇弟皇子府參軍起家(『陳書』卷二二本傳)。①徐摛 太學
 博士起家(『梁書』卷三〇本傳)。

(16) 謝覽も文學の才に秀でた人物である(『梁書』卷一五本傳)。

(17) 諸到の興隆の契機となった宋時代における到彦之の軍事的
 活躍をいう。

(18) 陳時代に任用された文學の才豊かな甲族に陸瓊がいる。

(19) 「革選」以前に太子卒更令に任用されたものとして、傅隆
 (『宋書』卷五五本傳)、何承天(『宋書』卷六四本傳)、孔暹
 (『南齊書』卷三四本傳)、伏曼容(『梁書』卷五〇本傳)な
 どが確認されるが、何れも次門として差し支えない。以降に

甲族劉孝威が任用されている。太子僕では、「革選」以前に
 荀伯子(『宋書』卷六〇本傳)、孫興會(『南史』卷七五漁夫
 傳)、周顒(『南齊書』卷四一本傳)が確認される。興會につ
 いては專傳がなくその資格を特定しがたい。以外は何れも次
 門である。以降では甲族の被任用者として、韋稜(『梁書』卷
 一二本傳)、張率、劉孝綽(『梁書』卷三三本傳)、韋粲(『梁
 書』卷四三本傳)が確認される。なお、陳時代、甲族褚綰が
 太子卒更令に任用されている(『南史』卷六一本傳)。

(20) 「卑云々」とある際、次門以下を指す。後引の『宋書』卷
 八四孔顒傳及び『宋書』卷九四恩倖傳序などを参照。

(21) ①王泰 祕書郎起家(『梁書』卷二一本傳)。泰が任用され
 たのは、南康王が天監十年に使持節都督南徐州諸軍事南徐州
 刺史仁威將軍につく前である(『梁書』卷二九南康簡王續
 傳)。②陸倕 倕の家は累代に渡り清官侍中を出しており、
 甲族としてよい(『梁書』卷二七本傳)、『宋書』卷五三張茂度
 傳)。倕の任用は晉安王、後の簡文帝が雲鷹將軍江州刺史に
 つく前、天監一七年以前である(『梁書』卷四簡文帝紀)。③
 謝舉 すでにみた。舉の任用は太子家令につく前である。④
 劉孝威 すでにみた。⑤王質 すでにみた。⑥蕭綏 著作佐
 郎起家(『梁書』卷四一本傳)。⑦王冲 祕書郎起家(『陳書』

- 卷一七本傳)。⑧袁君正 甲族袁昂の子(『南史』卷二六本傳)。(9)司馬嵩 太學博士起家(『陳書』卷三二本傳)。(22) 蕭允(『陳書』卷二一本傳)、王瑒(『陳書』卷三三本傳)、陸瓌などの文學に優れた甲族が陳時代、任用されている。(23) 徐摛は容貌が劣るのにもかわからず、その文學の才を以て皇子の取り巻きに任用されている。(24) 海野洋平「梁武帝の皇子教育」(『集刊東洋學』七五) 參照。(25) 太子家令、太子卒更令、太子僕の就官者のそれぞれの傳參照。(26) 「南史」卷四八陸玠傳に、「(玠) 弘雅有識度、好學能屬文、後主在東宮、徵爲管記、」とあるものなど。(27) 前掲「梁武帝の貴族主義」參照。(28) 「宋書」本傳參照。(29) 宮崎市定「清要官の發達」(前掲書第二編第三章四) 參照。(30) 「宋書」卷八五本傳參照。(31) 徐勉が尙書僕射であったのは普通四年から大通三年までである(『梁將相大臣年表』、『二十五史補編』所收) 參照。(32) 前掲「南朝の清官と濁官」參照。(33) 柳惔、柳忱の父世隆はもとと次門であったが、その軍勳による官達に應じて家格を甲族のそれへと上昇させたと考えられる。これについては、前掲「宋齊時代の參軍起家と梁陳時代の蔭制」參照。
- (34) 蕭洽 著作佐郎起家(『梁書』卷四一本傳)。なおこの際、

散騎常侍のほかに他官をあわせもつ場合はこの限りではない。家格との關聯で問題になるのは、單獨で散騎常侍に就官する場合である。これについては、前掲「南齊書丘靈鞠傳試釋兼論南朝文武位及清濁」、拙稿「梁武帝による官位改變策をめぐって」(『九州大學東洋史論集』一三) 參照。

(35) 省略されている可能性も絶無ではないが、王泰傳には泰が單獨で散騎常侍に就いたとする記述はない。

(36) 川合安「南朝の御史臺について」(『集刊東洋學』六〇) 參照。

(37) 「尙書郎」の次に治書侍御史に遷ったものに明山賓(『梁書』卷二七本傳)、王僧孺(『梁書』卷三三本傳)がある。山賓 奉朝請起家。僧孺 王國左常侍(國名不明)起家。

(38) 尙書三公郎は尙書三公侍郎と作る版本もある。中華書局版の校勘記は「南史」により「侍」字を衍として、小論は一應これと判断した根據については示されていない。小論は一應これによるが、これを衍字としない場合、「侍郎」は「尙書郎」在職者のなから優秀なものを任用するというものであるから(『梁書』卷四九到流傳)、それから治書侍御史に遷るといふ人事はさらに左遷的色彩の濃いものとなる。

(39) 宮崎市定「勳位の成立」(前掲書第二編第三章九) 參照。

(40) 拙稿「東晉南朝における天子の支配權力と尙書省」(『九州大學東洋史論集』五) 參照。

(41) 「梁書」卷四〇本傳參照。

(42) 前掲「梁武帝の貴族主義」參照。

(43) 「改革」に士庶辨別の意識が強く現れていることについて

は、越智重明「梁の天監の改革と次門層」(『史學研究』九七)参照。また、士人にもそうした意識に強烈なものがあつたことについては、吉川忠夫「沈約の思想」(『六朝精神史研究』第三部第八章 一九八四年 同朋舎出版)など参照。

(44) 『梁書』卷二五徐勉傳・前掲「梁將相大臣年表」参照。

(45) ①蕭滂 父子範が甲族(『梁書』卷三五蕭子範傳)。②何敬容 祕書郎起家(『梁書』卷三七本傳)。③到蓋 著作佐郎起家(『梁書』卷四〇本傳)。④褚向 祕書郎起家(『梁書』卷四一褚翔傳)。⑤劉潛 甲族劉孝綽の弟(『梁書』卷四一本傳)。⑥蕭綏 すでにみた。⑦劉孺 すでにみた。⑧江總

「改革」後、皇弟皇子府參軍起家(『陳書』卷一七本傳)。⑨袁憲 祕書郎起家(『陳書』卷二四本傳)。

(46) ⑩到洽 すでにみた。⑪到溉 王國左常侍(國名不明)起家(『梁書』卷四〇本傳)。

(47) 宋齊時代、甲族で「尙書郎」に任用されたものは以下の人々である。○印は「南人」である。○張茂度、○張永(以上『宋書』卷五三のそれぞれの本傳)。○孔淵之(『宋書』卷五四本傳)。○張暢(『宋書』卷五九本傳)。○張敷(『宋書』卷六二)。○沈勃(『宋書』卷六三本傳)。劉湛、范曄(『宋書』卷六九のそれぞれの本傳)。袁顛(『宋書』卷八四本傳)。蕭惠開(『宋書』卷八七本傳)。○張岱(『南齊書』卷三二本傳)。○張緒(『南齊書』卷三三本傳)。○張融(『南齊書』卷四一本傳)。何昌胤(『南齊書』卷四三本傳)。○陸懸暉、蕭惠基(『南齊書』卷四六のそれぞれの本傳)。謝眺(『南齊書』卷四七本傳。ただし、兼官)。○孔稚桂(『南齊書』卷四八本

傳)。○張冲(『南齊書』卷四九本傳)。柳忱(『梁書』卷二六本傳)。○張充(『梁書』卷二一本傳)。○陸杲(『梁書』卷二五二本傳)。庾華(『梁書』卷五三本傳)。

(48) 庾炳之(『宋書』卷五三本傳)、何胤(『梁書』卷五一本傳)、蕭惠開が祕書郎に起家したにもかかわらず「尙書郎」に任用されている。このうち炳之、胤は「不拜」である。惠開は就官しているが、惠開の家は父思話の軍事的活躍と宋室との婚姻關係を梃子として臺頭したものであり、家格的には若干落ちるものと考えられる。「(惠開)初爲祕書郎、著作並名家年少、……外祖右光祿大夫劉成戒之曰、汝恩戚家子、當應將迎時俗、外内之勸、如汝自業、將無小傷多異、以取天下之疾患邪、」とあるのは、そうした想定を補強するところがある。

(49) 琅邪の王氏であっても、次門のものは「尙書郎」に就官する。王准之 東晉末に琅邪王國右常侍に起家(『宋書』卷六〇本傳)。王琨 奉朝請起家(『南齊書』卷三二本傳)。王韶之とその子暉(『宋書』卷六〇本傳)及び王思遠(『南齊書』卷四三本傳)も「尙書郎」にしているが、その家格を特定できない。しかし、本文に述べるところから何れも次門としてよからう。また、王延之が尙書外兵郎に就いたとする記載があるが、これは衍文とすべきである(中華書局版『南齊書』卷三二本傳及び校勘記)。なお、延之は甲族であると思われる。

(50) 陸機が文學に優れた人物であったことはいうまでもない

『晉書』卷五四本傳)。王坦之も文學に秀でた人物であつた。なお、坦之は就官を拒否している(『晉書』卷七五本傳)。

(51) 前掲「梁の天監の改革と次門層」参照。

(52) 前掲「南朝の皇帝と貴族と豪族・土豪——梁武帝の革命を手がかりに——」参照。

(53) 安田二郎「晉安王子勳の叛亂について——南朝門閥貴族體

制と豪族土豪——」(『東洋史研究』二五—四)参照。

[付記]

小論は拙稿「梁武帝による官位改變策をめぐって」を自己批判したものである。そうすると「清議」の解釋が問題となる。これについてはなお時間を必要とする。差し当たり拙稿「南朝における吏部の人事行政と家格」を参照。

Because of the shortage of local expenses, the men in village service 鄉役 were subject to heavy burdens of local expenses in the Southern Song.

The local administration expenses closely connected with the local service were always provided and used on the basis of local autonomy. From this point of view, there is some resemblance between the system of financial administration under the Song dynasty and that under the Tang dynasty.

STATUS CONSCIOUSNESS AMONG THE ARISTOCRACY IN LIANG CHINA

NODA Toshiaki.

It has been generally accepted that the bureaucratic reform implemented by Xiao Yan 蕭衍, the Emperor Wu-di of Liang China 梁武帝 was consistent with his philosophy of the “wise and talented” 賢才主義. This paper attempts to explore the status consciousness of the upper-class aristocracy at that time by studying their response to the emperor’s policy. Besides, the author examines the extent to which the “wise and talented” philosophy that developed in the latter half of the Northern and Southern dynasties 南北朝 actually penetrated the government and society in the latter half of the Southern dynasties. The conclusion can be briefly summarized as follows:

1. The “wise and talented” personnel policy of the emperor was primarily designed to stress the appointment of the talented upper-class aristocracy to administrative positions formerly filled by the lower-class aristocracy. Its implementation was not merely the will of the emperor. Indeed, the great aristocracy was also interested in these positions.
2. The “wise and talented” philosophy was not peculiar to the emperor, but was widely shared by the upper-class aristocracy.
3. The facts above indicate that there was a change in status consciousness among the upper-class aristocracy in the latter half of the Southern dynasties.

In short, when the “wise and talented” philosophy took shape in the

latter half of the Southern dynasties, it represented the trends of that time.

A STUDY ON CIRCULATION OF THE *TANG HUI-YAO* 『唐會要』

FURUHATA Toru

This report is a study on the circulation of the *Tang hui-yao*, through introduction of some recent studies on this work in China and examination of its fragments quoted in other works. The main points clarified by this report are as follows:

1. Six old manuscripts of the *Tang hui-yao* are extant in China: three are kept at the Beijing Library, another three at the Shanghai Library. Five of the manuscripts and the following old manuscripts: the one possessed by the Seikado Bunko 靜嘉堂文庫 in Tokyo and the two kept at the National Central Library in Taipei, are exactly the same version. The original texts on which these eight copies were based include the one made in the reign of the Emperor Gao-zong 高宗 of the Southern Song, and those circulated in the Ming and early Qing dynasties.
2. In the Northern Song, there were at least two different versions of the *Tang hui-yao*. One was copied from the author's manuscript. The manuscript was kept in the Shi-guan 史館, and was quoted directly by the *Tai-ping yu-lan* 『太平御覽』, *Tai-ping guang-ji* 『太平廣記』 and *Zi-zhi tong-jian kao-yi* 『資治通鑑考異』, which were compiled in the Northern Song. It seems very probable that the *Shi-wu ji-yuan* 『事物紀原』 compiled in the Northern Song quoted from this version. The manuscript made in the reign of the Emperor Gao-zong of the Southern Song, and the quotations in the *Yu-hai* 『玉海』 as well as the *Yong-le da-dian* 『永樂大典』 which were compiled in the Southern Song and the year of 1408 respectively, are also estimated to have come from this version. This version had been extant in good condition up until the early Ming, but from then onward to the end of the Ming considerable pages and words were lost.